

第5章 付帯表の種類とその内容

産業連関表の取引基本表は、昭和55年表の場合については行 541、列 406の部門に分類した財貨・サービスを対象とし、それらの部門間の取引実態を漏れなく観察・記録し、その結果を一覧表の形にまとめ上げたものである。膨大な数に上る多種多様な取引実態を内容とするものであるだけに、その作成に当たって、幾つかの前提や特殊な取扱いが必要となっている。

このため、取引基本表を利用するに当たっては、このような作表上の制約を補うとともに、一覧表としての取引基本表からでは得られない補助的な情報を用意することが必要となり、以下に述べるような各種の付帯表が、それぞれの利用目的に応じて作成されている。

1 国内貨物運賃表及び商業マージン表

(1) 国内貨物運賃表及び商業マージン表の概念

国内貨物運賃表及び商業マージン表は、各部門間等の取引に関し、それぞれどれだけの流通経費、即ち国内貨物運賃及び商業マージンが必要であったのかを、一覧表に表したものである。

取引基本表には、このような流通経費の取扱いの相違によって、生産者価格評価表と購入者価格評価表との二つがあることは前述（第2章第2節）のとおりであるが、これら両表については、そのままでは各部門間等の取引に関し、どれだけの流通経費が必要であったのかを読み取ることはできない。生産者価格評価表では、各列部門及び最終需要部門の支払った各項目の流通経費の合計額が計上されているのみであり、また、購入者価格評価表の場合では、各部門間等の取引額の中に流通経費が含まれているが、その内訳としての流通経費がどれだけであるかについては示されていないからである。

このため、右図に示したように、取引基本表から国内貨物運賃及び商業マージンの部分を抜き出すことによって、それぞれ国内貨物運賃表及び商業マージン表が作成され、取引基本表を補完することになっている。

ただし、実際には、国内貨物運賃表及び商業マージン表は、生産者価格評価表と購入者価格評価表とを連結させる役割を果たすものであり、これら両表の作成と合わせて一体的に作成されている。

(2) 国内貨物運賃表及び商業マージン表の種類とその範囲

国内貨物運賃表は、営業輸送活動から生ずる国内貨物運賃及び料金並びに倉庫料金について作成されることとされており、その内訳は、次のとおりとなっている。

〈第5-1図 取引基本表と国内貨物運賃表及び商業マージン表との関係〉

生産者価格評価表（ひな型）

	中間需要					最終需要	国生産内額
	A	B	C	運輸	商業		
中間投入 運輸 商業	A	20					
	B	40	40	70	40	10 100
	C					110	
							国内貨物運賃
				40			70
粗付加価値							
						50	
国生産内額						300	

（注）各行部門に一括計上された「国内貨物運賃」及び「商業マージン」を各行部門に割り振ることによって「国内貨物運賃表」及び「商業マージン表」が作成される。

購入者価格評価表（ひな型）

	中間需要					最終需要	需 要 合 計	控除 貨運 商 物 貨 物 業 業	國 內 生 產 額	
	A	B	C	運 輸	商 業					
中間投入 運輸 商業	A	30 (5+5)								
	B	55 (10+5)	55 (5+10)	90 (5+15)	70 (5+20)	15 (3+2)	125	410 (7+18)	-40 -70	300
	C					165 (30+25)				
						0		0	70	
						0		0	90	90
粗付加価値						50				
国生産内額						300				

（注）（ ）内は、（国内貨物運賃+商業マージン）であり、内数である。これらを抜き出して一覧表にしたのが「国内貨物運賃表」及び「商業マージン表」である。

国内貨物運賃表（ひな型）

		中間需要			最終需要	合計
		A	B	C	運輸	
中間 投 入	A	5				
	B	10	5	5	10	3
	C			30		
	運輸 商業				-40	
合計					-	0

(注) 国内貨物運賃表は、機関別に8種類作成される。

商業マージン表（ひな型）

		中間需要				最終需要	合計
		A	B	C	D	商業	
中間 投 入	A	5					
	B	5	10	15	20	2	70
	C			25			
	運輸 商業			-			-90
合計						0	0

(注) 商業マージン表は、卸売及び小売の2種類が作成される。

- 1 国有鉄道（貨物）
- 2 地方鉄道・軌道（貨物）
- 3 道路貨物輸送
- 4 通運
- 5 沿海・内水面貨物輸送
- 6 港湾運送
- 7 国内航空貨物輸送
- 8 倉庫

商業マージン表は、卸売及び小売の各流通サービスごとに作成されることとなっているが、その際、輸入品の価格（CIF価格）に含まれない外国商社から提供されたサービスや中古品の取引に係る商業マージン等のいわゆるコスト商業（第2章第4節参照）については、対象にされていない。また、商業部門が負担した支払貨物運賃は、商業マージンには含めず、そのまま「貨物運賃」として処理されている。

なお、小売マージンを伴う取引活動の範囲は、卸売や運輸活動と比べて狭いため、小売マージン表の作成対象の範囲は、第5-1表に掲げられた部門に限定されている。

〈第5-1表 小売マージンの対象となる部門一覧〉

行部門	
行符号	部門名
2390-510	民生用繊維既製品
2410-100	木製履物
2410-200	革製履物
2430-100	衣服
2600-110	木製家具・建具材
2600-190	その他の木製家具
2600-200	金属製家具
2712-400	繊維板
2800-100	新聞
2800-920	出版
3000-200	ゴム製履物
3210-010	揮発油
3210-030	灯油
3210-040	軽油
3291-200	煉炭・豆炭
3502-100	家庭用金属製品
3910-200	度量衡器・計量器
3930-100	時計
3990-100	玩具・運動用品（ゴム製を除く）
3990-200	楽器
3990-300	合成樹脂製品
3990-500	身辺細貨品
3990-600	その他の製造品

(以下は、農林部門に対するものに限定される。)

3118-111	硫酸
3118-112	尿素
3118-113	塩安
3118-114	硝安
3118-115	高度化成肥料
3118-120	りん酸質肥料
3118-130	石灰窒素
3118-190	その他の化学肥料
3118-200	農薬

列 部 門

列 符 号	部 門 名
4003-00	建設補修
6110-00	卸 売
6120-00	小 売
6401-00	不動産仲介業
8220-03	医薬（医業）
8290-03	対家計民間非営利団体（除別掲）
8300-10	広 告
8300-50	法務・財務・会計サービス
8300-60	土木建築サービス
8300-90	その他の対事業所サービス
8302-30	貸自動車業
8400-22	映 画 館
8400-91	劇場・興行場
8400-92	遊 戲 場
8400-93	その他の娯楽施設
8400-94	興 行 団
8400-99	その他の娯楽
8501-01	遊興飲食店
8501-09	その他の飲食店
8509-10	旅館・その他の宿泊所
8509-20	洗濯・洗張・染物業
8509-30	理容業
8509-40	美容業
8509-50	浴 場 業
8509-60	写 真 業
8509-70	葬 儀 業
8509-80	各種修理業（別掲を除く）
8509-90	その他の対個人サービス
8600-00	事務用品
9110-00	家計外消費支出
9121-00	家計消費支出
9122-00	対家計民間非営利団体消費支出

(3) 国内貨物運賃表及び商業マージン表の作成方法

国内貨物運賃表及び商業マージン表は、それほどほとんど同じ要領で作成されることとされているので、ここでは国内貨物運賃表を例として、その作成方法の概要を説明することとする。

①運輸部門の国内生産額の推計・確定

コスト運賃を含む運輸部門の国内生産額としての「貨物運賃額」を、8機関別に推計し、確定する。

② 行部門（輸送商品）別貨物運賃額の推計・確定

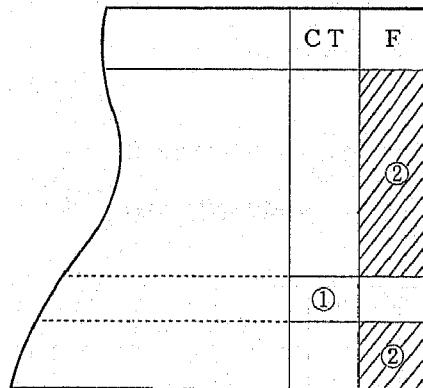
8機関別に確定された貨物運賃額について、それぞれまず、大きく輸送商品群別に分割・推計し、順次、小さな商品群について分割・推計を進め、最終的に各行部門（輸送商品）別の貨物運賃額を推計・確定する。

③ 行部門（輸送商品）別のコスト運賃額の分離

行部門別に確定された貨物運賃額から、別途推計されたコスト運賃額を分離する。

			C T
運輸			①
C T			

運輸部門の国内生産額（C T）①を8機関別に推計・確定する。



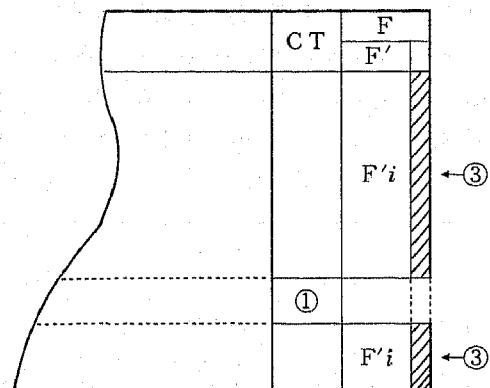
行部門別の貨物運賃額(F)②を推計する。②の計は①に等しい。

④ 運賃対象取引額の計算

各行部門の財貨について、そのすべてに対して貨物運賃が支払われているとは限らないのであり、産出先（列部門）別に、取引額のうちどれだけの部分が運賃の対象にならなかったものであるのか、その比率（運賃非対象率） n_{ij} が、

- 自工場消費分の有無とその割合
- 自家輸送分の割合
- パイプライン輸送の有無

- 輸送距離の長短
 - 割引運賃の適用の有無
- 等を勘案した上で決定される。



行部門別の貨物運賃額(②)からコスト運賃(③)を控除し、運賃表対象の貨物運賃額 $F'i$ を求める。

このようにして計算された運賃非対象率を用いて、各行部門の財貨の産出先別の「運賃対象取引額」が、次のようにして計算される。

$$X'_{ij} = X_{ij} (1 - n_{ij})$$

⑤ 貨物運賃額の計算

行部門別のコスト運賃を除く貨物運賃額を $F'i$ とすれば、各行部門の運賃率は $\frac{F'i}{X'i}$ となる。この運賃率を用いて、各マス目の「運賃額」が次のように計算されることとなる。

$$F'_{ij} = X'_{ij} \cdot \frac{F'i}{X'i}$$

	<i>j</i> 部門			CT
<i>i</i> 部門	X_{ij}			X_i
CT	X_j			

$$\frac{④}{X'_{ij}} = n_{ij} = \text{運賃非対象率}$$

$$\sum_j X'_{ij} = X'_{i\cdot} = i \text{ 部門の運賃対象取引額}$$

なお、商業マージン表の作成に当たって、「運賃非対象率」に対応する「商業マージン非対象率」は、まず、自工場消費、自社他工場消費、他社直売及び卸売についての小売直売が商業マージンの非対象取引として除外され、次いで、各商品の産出先別に、割引マージン率の有無、リベートの有無、流通系統の違い、多段階流通（1次卸、2次卸、3次卸等）の有無等を勘案しつつ、卸売及び小売別に計算されている。

2. 輸入表

(1) 輸入表の概念

取引基本表における「輸入」の取扱い方法には、大別して二つの方式がある。一つは、同じ品目であれば、輸入品も国産品も同じであるとする「競争輸入型」の方式であり、他の一つは、輸入品と国産品とでは、その生産された経済圏が異なるという理由で、相互に区別して取り扱う「非競争輸入型」の方式である。

我が国の取引基本表では、前者の「競争輸入型」（厳密には「競争・非競争輸入型」）の方式が採用されていることは、第2章第4節の「輸入」の項で説明したとおりであるが、このため、各行部門の取引額は、すべて輸入品と国産品との合計額が計上されることとなっている。

「輸入表」は、このような取引基本表から輸入品に係る取引額を抜き出して一覧表にまとめたものである。これにより、どのような輸入品が、どの部門で、どれだけ消費されているのかを明らかにすることができますようになっている。

〈第5-2図 取引基本表と輸入表との関係〉

① 生産者価格評価表（ひな型）

	A	B	C	D	消 費	投 資	輸 出	控 除	輸 入	國 生 產 內 額
A	…	60	…	…	…	…	…	…	…	…
B	20	10	50	10	20	15	10	-35	100	
C	…	10	…	…	…	…	…	…	…	
D	…	5	…	…	…	…	…	…	…	
粗 付 加 価 値	…	…	…	…	…	…	…	…	…	
國 内 生 產 額	…	100	…	…	…	…	…	…	…	

（注）（ ）内が輸入品に係る取引額であり、内数である。輸入表は、この輸入品に係る取引額を取り出して一覧表にしたものである。

(2) 輸入表(ひな型)

	A	B	C	D	消費 投資 輸出 計
A	…	10	…	…	…
B	5	0	15	0	10 5 0 35
C	…	5	…	…	…
D	…	0	…	…	…
計	…	15	…	…	…

(注) 取引基本表の作成に当たって、輸入品の再輸出は除外することとされているため、輸入表において「輸出」の欄は、概念的には不要であるが、推計資料の関係で輸入品の再輸出が完全には排除されていないため、「輸出」が存置されている。

なお、この場合の輸入品の取引額は、CIF価格に關税及び輸入品商品税を加えたもので評価されたものとなっている。

(2) 輸入表の作成方法

輸入表の作成に関しては、まず、普通貿易統計(大蔵省)を組替え集計することにより行部門(商品)別の輸入額が計算され、次いで、この行部門別の輸入額が、どの列部門で、どれだけ消費されたのかが、各種の資料を用いて推計されている。

推計資料の不備な行部門については、個別的な資料に基づいて特定の列部門の輸入額を確定した後、残りの部分について、その行部門の輸入率(輸入額/総供給額)を用いて機械的に計算されている。

3. 副産物・屑の発生及び投入表

(1) 副産物・屑の発生及び投入表の概念

取引基本表の作成に当たって、「副産物」及び「屑」の取扱いに関しては、特殊な方式が用いられる。我が国では、原則として「マイナス投入方式」(ストーン方式)によることとされている(第2章第4節の『副産物及び屑』の項参照)ため、取引基本表には副産物及び屑の発生額(マイナス計上)及び投入額(プラス計上)が含まれた計数が計上されている。

「副産物・屑の発生及び投入表」は、このような取引基本表から副産物及び屑の部分を抜き出して、下図のように一覧表にしたものであり、これにより、副産物及び屑の発生状況とそれらの投入状況とを明らかにしたものである。

(2) 副産物・屑の発生及び投入表の作成方法

「副産物」及び「屑」に関しては、取引基本表の部門設定に当たって、次のような特殊分類が設定されており、部門符号の後にそれぞれに対応する特殊符号を付すことによつ

〈第5-3図 取引基本表と副産物・屑発生及び投入表との関係〉

① 生産者価格評価表(ひな型)

	A	B	C	D	最終需要	国生産内額
A	70 (5)					
B	60 (5)	20 (0)	10 (△30)	70 (20)	40 (5)	200 (0)
C			40 (0)			
D				50 (10)		
粗附加価値					30	
国内生産額					200	

(注) ()内は、副産物又は屑の発生額(マイナス)及び投入額(プラス)であり、内数である。

副産物・屑の発生及び投入表は、この副産物及び屑の発生額及び投入額を取り出して一覧表にしたものである。

(2) 副産物・屑の発生及び投入表(ひな型)

	A	B	C	D	最終需要	計
競合部門	A { 発生額 投入額	— 5				
	B { 発生額 投入額	— 5	— 0	△30 — 20	— 5	△30 30
	C { 発生額 投入額	— 0				
	D { 発生額 投入額	— 10				
計 { 発生額 投入額	— 15					

て、成品取引と区別した取扱いが行われている。

特殊符号	特殊分類名
2	屑投入
3	屑発生
4	副産物投入
5	副産物発生

このため、取引基本表が作成された段階において、これらの特殊符号の付された副産物及び屑に係る取引額を抜き

出すことによって、「副産物・屑の発生及び投入表」を簡単に作表することができるようになっている。

実際に、どの列部門が、どのような副産物又は屑を発生させ、又は投入しているかについては、まず、副産物については、列部門別の発生額が工業統計等によって把握され、その産出先（投入部門）については、それらの副産物が一般に主生産物として生産されたものと品質等の面で相違がないため、部門の特定されたものを除き、原則として各列部門の消費額の比率で一律的に配分されている。

また、屑のうち鉄屑及び非鉄金属屑については、鉄鋼統計年報等により全消費量が把握され、これを総投入額として各需要部門に配分することとされているが、発生額については、供給源に関する資料が不備であるため、各産業部門における鋼材等の投入額等を参考として、部門別の発生額を推計し、投入額とのバランスがとられている。

その他の屑については、部門別の発生額が、それぞれの資料に基づいて推計され、各需要部門に産出されている。

4. 物量表

(1) 物量表の概念

「物量表」は、主要財貨に関する物量表示の産出表であり、取引基本表の生産者価格評価表を補完するものとして位置づけられている。

産業連関分析を行う上では、投入係数の安定性という観点から、部門間等の取引が実物量でとらえられている取引基本表が理想であるが、実際には、ヨコの行部門については、基本的には同一種類の財貨であるため、同じ尺度で実物量を測定することができるが、タテの列部門については、投入する原材料等の種類がそれぞれ異なり、同一の数量単位でその大きさを計測することができないため、行及び列部門に共通の『取引金額』を尺度として取引基本表を作成せざるを得ないこととなっている（第2章第2節 参照）。

しかし、その際、各取引金額が実際価格によって評価されることとされているため、産出先によって取引単価が異なる場合には取引数量が正確に反映されなくなること、また、行部門の一つ一つには幾つかの細品目が含まれており、それぞれの単価が異なっているため、それらの細品目の構成によって取引金額が変化することとなるが、取引基本表からではそのような相違を読み取ることができないなど、物量分析という観点からは必ずしも十分とは言えない面がある。

「物量表」は、このような点をできるだけ補完するために作成されるものであり、主要物資を始めとして、産出先別に取引単価の大きく異なるものや細品目別の構成の異なる

ものなどを取り上げて、それぞれの産出先別の取引数量を明らかにしたものである。

〈第5-4図 取引基本表と物量表との関係〉

① 生産者価格評価表(ひな型)

	A	B	C	D	消費費	投資	輸出	国生産内額
A
B	600 (40×15)	150 (10×15)	500 (25×20)	250 (10×25)	120 (4×30)	180 (9×20)	100 (5×20)	1900
C
D
粗付加価値
国内生産額	...	1900				

(注) ()内は、(数量×単価)である。物量表は、この数量の部分を取り出して一覧表にしたものである。

② 物量表(ひな型)

	A	B	C	D	消費費	投資	輸出	合計	
A	数量 (単位) 金額	
B	数量 (TNE) 金額	40	10	25	10	4	9	5	103
C	数量 (単位) 金額	600	150	500	250	120	180	100	1900

(注) 物量表は、産出先別の取引数量が共通の単位で計測することのできる財貨についてのみ作成される。

(2) 物量表の作成方法

物量表における産出先別の取引数量は、基本的には、産出先別の取引単価が推計され、これを用いて計算される（取引金額／取引単価）こととされているが、細品目の構成が多様であるため、産出先別の取引単価が得られない行部門については、まず、行部門全体の平均単価を推計し、この平均単価を用いて産出先別の取引数量を一律的に計算し、その上で投入側（列部門）の個別的な資料に基づいて必要な補正を行うこととされている。

なお、一つの行部門を構成する細品目の数量単位が、相互に異なったものである場合には、「第1数量単位」、「第2数量単位」などのように分離して表示されている。

5. 雇用表(生産活動部門別従業者内訳表)

(1) 雇用表の概念

「雇用表」は、基本的には、取引基本表の粗付加価値部門の「雇用者所得」について、これを有給役員数及び雇用者数に置き換えたものであり、これに「営業余剰」に属する自営業者数及び原則として無給の家族従業者数を加えて、年平均従業者数という形で表したものである。

この雇用表からは、投入係数、生産誘発係数等に対応する労働投入係数、労働誘発係数等が計算される。労働投入係数は、単位生産額当たりの必要労働量を示すものであり、一般的には労働生産性の逆数に相当するものである。労働誘発係数は、最終需要が1単位増加したとき、財貨・サービスの生産が直接・間接に誘発されることとなるが、これらの直接・間接に誘発された財貨・サービスの生産のために必要とされる各部門別の労働量を示すものである。

これらの係数を用いることにより、最終需要の変化がもたらす雇用需要への波及過程と雇用需要の総量を把握することができるため、労働力流動や就業構造の分析、経済変動の雇用面への影響に関する分析、さらには雇用需要の将来予測等が可能となる。

(2) 雇用表の作成方法

雇用表における「有給役員数」及び「雇用者数」は、取引基本表の粗付加価値部門の「雇用者所得」の推計の基礎となるものであり、主として事業所統計や工業統計表など

の需要側の資料に基づいて、部門別に推計され、それらの資料による推計が困難な農林水産業部門については国勢調査等が、また、公務及び公営企業部門についてはそれぞれの決算書等の資料が利用されている。(推計方法の詳細については第3章第2節の「粗付加価値」の項 参照)

雇用者所得の「賃金・俸給」は、基本的には、このようにして推計された有給役員数及び雇用者(常用及び臨時・日雇)数に、別途推計されたそれぞれの平均賃金を乗じて計算されている。

自営業者数及び家族従業者数については、原則として国勢調査及び就業構造基本調査の結果を利用して推計されている。

6. 雇用マトリックス(生産活動部門別職業別雇用者数)

(1) 雇用マトリックスの概念

雇用マトリックスは、前記の雇用表から得られた生産活動部門別の有給役員及び雇用者について、さらにその職業別の内訳を明らかにしたものである。これにより、経済構造の変動等に伴い、どのような職業の雇用者が、どれだけ必要となるかなどの分析が容易に行なうことができるようになっている。

(2) 雇用マトリックスの作成方法

雇用マトリックスの作成に関しては、まず、国勢調査結果から産業別の職業構成比が求められる。次いで、この場合の「産業」が、産業連関表の「部門」とは概念が異なるため、これを産業連関表の統合小分類(164部門)の部門

〈第5-5図 取引基本表と雇用表との関係〉

① 取引基本表

	A	B	C	D (計)	最終需要	国生産内額
A B C D (計)						
粗付加価値						
雇用者所得						
営業余剰						
国生産内額						

(注) 自営業者の所得は、営業余剰の一部を占めるにすぎないため、また、家族従業者は原則として無給であるため、それぞれの人数は、粗付加価値額とは無関係に推計される。

② 雇用表

	A	B	C	D (計)	
従業上の地位別従業者					
従業者総数					合
有給役員数					
常用雇用者数					
臨時・日雇雇用者数					
自営業者数					
家族従業者数					計

(注) 実際の雇用表は、表頭と表側とが入れ換えとなっている。

(第5-6図参照)

概念に変換し、それに対応した職業構成比が計算される。

(注) 国勢調査結果の「産業」は、「事業所」を単位として分類されたものである。

これに対して産業連関表の「部門」は、財貨・サービスの種類によるものであり、言わば『生産活動単位』による分類に対応するものとなっており、国勢調査における「産業」とは異なったもの。

（第5-6図 雇用表と雇用マトリックスとの関係）

① 雇用表

	従業者	自営業者	家族	有給役員	常雇用	臨時雇用	一雇人当たり者	一人当り所日	一日常雇用得
生産活動部門	A B C D ...								
計									

（注）生産活動部門別の有給役員及び雇用者を職業別に分解したものが「雇用マトリックス」である。

② 雇用マトリックス

	職業			
生産活動部門	A B C D ...			
計				

（注）「職業」は、「分類不能」を含めて285職種に分類されている。

生産活動部門は、統合中分類の72部門（実際には「自家輸送」、「事務用品」、「こん包」及び「分類不明」を除く68部門）である。

このようにして産業連関表の164部門別に変換・計算された職業構成比と、雇用表から得られた部門別の雇用者数（有給役員を除く。）とを乗じて、164部門別の職業別雇用者数が計算される。これをさらに統合中分類の72部門（ただし、「自家輸送」、「事務用品」、「梱包」及び「分類不明」が除かれているので、実際には68部門である。164部門においても同じ。）に統合した上で、再度、国勢調査結果と照合し、必要な調整が行われる。

最後に、雇用表から得られた有給役員の数字を、そのまま「会社・団体等の役員」として計上し、「雇用マトリックス」の完成となる。

7. 固定資本マトリックス

（1）固定資本マトリックスの概念

産業連関表における「固定資本形成」は、基本的には、耐用年数が1年以上で単価が10万円以上の建設物、機械、装置等の再生産可能な資本財の取引額、並びに資本用役を提供する家畜及び果樹等の成長増加分をその内容としている。（詳細は第3章第2節の「最終需要」の項 参照）

（第5-7図 取引基本表と固定資本マトリックスとの関係）

① 取引基本表

	A	B	C	消費	投資	輸出	国生産内額
A									
B									
C									
...									
...									
粗付加価値									
国内生産額									

（注）最終需要欄に一括計上された固定資本形成を、産出先の部門に振り分けて一覧表にしたものが「固定資本マトリックス」である。

② 固定資本マトリックス

	資本機能		計
	生産資本	公共資本	
A {	政府資本 民間資本		
B {	政府資本 民間資本		
C {	政府資本 民間資本		
⋮			
計 {	政府資本 民間資本		

取引基本表においては、このような固定資本形成の取扱

いに関しては、最終需要の「国内総固定資本形成（政府）」及び「国内総固定資本形成（民間）」に位置づけた上で、資本財別にその総額を一括計上するにとどまり、どの部門において資本形成が行われたのかについては示されていない。

「固定資本マトリックス」は、このような取引基本表を補完するものであり、上図に示したように、政府資本及び民間資本別に、どの列部門が、どのような資本財を、どれだけ購入（資本形成）したのかを明らかにしたものである。これにより、各列部門における資本形成額を内生変数として扱う動学的な産業連関分析等を行うことができるようになっている。

上図の固定資本マトリックスの表頭の資本機能は、資本形成を行った部門を表し、原則として統合中分類（72部門）を基礎として設定されているが、さらに下位の部門内訳の把握されたものについては、その部門内訳が特掲されている。

また、生産資本と公共資本とに大別されているが、両者を厳密に区別することは非常に困難なことであるため、便宜的に次に掲げるもののみが「公共資本」であるとして限定し、その他のものはすべて「生産資本」として扱われている。

（2）固定資本マトリックスの作成方法

固定資本マトリックスの作成に関しては、まず、政府資本及び民間資本の別に、資本財ごとに資本財機器産業別需要構造調査、機械受注統計、法人企業投資実績統計、工業統計、建築着工統計などの資料に基づき、産出先（資本形成部門）の内訳を推計し、これを投入部門側からの個別的

な情報に基づき、必要な補正を行うことによって作成されている。

8. 産業別商品産出構成表（V表）

（1）産業別商品産出構成表の概念

産業連関表の取引基本表は、基本的には『商品×商品』の関係としてとらえられているものであり、内生部門を構成する各部門は、原則として財貨・サービスの種類に応じて設定されている。

このことは、複数の種類の財貨・サービスを生産している事業所を例にとると、通常の統計ではその主たる財貨・サービスの種類に応じて分類が決定されることとなっているが、産業連関表の場合にはそれぞれの財貨・サービスの種類に応じて、該当する複数の部門に格付けされることを意味する。

従って、産業連関分析によって得られた結果を現実の産業活動の結果と結びつけて考えるためにには、産業とその産業が生産している商品との対応づけを行う必要が生ずる。このような目的で作成されるのが「産業別商品産出構成表」であり、言わば『産業×商品』の表である。

なお、国際連合の提唱する新SNAでは、まずこの産業別商品産出表及び『商品×産業』の産業別商品投入表を作成し、この両表から間接的に『商品×商品』の産業連関表を作成することとしている。

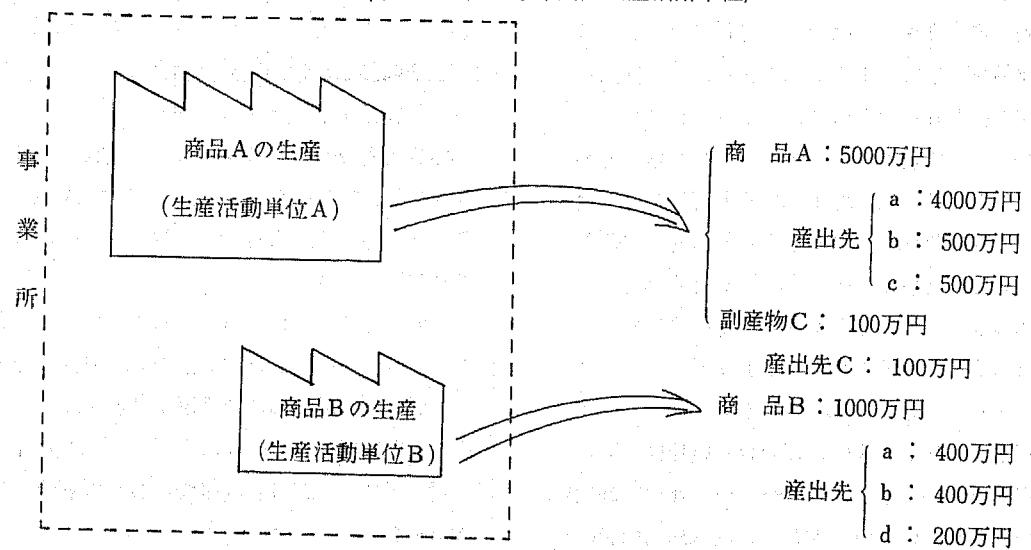
（2）産業別商品産出構成表の作成方法

産業別商品産出構成表の作成に関しては、まず、製造業部門については、工業統計により事業所の品目別の出荷額がとらえられているので、これを産業別商品産出構成表の

〈第5-2表 公共資本の範囲〉

分類名	範 囲
道 路	道路（国道・都道府県道・市町村道）・街路・道路の復旧・維持及び管理・特別失業対策事業・雪害防止事業（日本道路公団等の有料道路は「道路貨物輸送施設提供」）
港 湾	港湾及びその付帯施設（漁港及びその付帯施設は「漁業」）
空 港	空港整備特別会計の「整備勘定」の空港及びその付帯施設（「維持運営勘定」分は「運輸（航空付帯サービス）」）
環境衛生	国営公園・都市公園・都市下水路・共同溝・国民体育施設（水道施設、終末処理施設及び清掃施設は「水道（廃棄物処理を含む）」）
国土保全	治山（国有林野特別会計治山勘定）・治水（河川改修、砂防及び多目的ダム）・海岸整備・保安林・地盤沈下対策・災害復旧事業
土地造成	宅地造成・工業用地造成・干拓
住 宅	家計用住宅・公営、公庫及び公団の分譲住宅（分譲済のものは「民間資本」、分譲されていないものは「政府資本」）（賃貸住宅並びに政府及び産業の給与住宅は「不動産業（住宅賃貸料）」）

〈第5-8図 事業所と生産活動単位〉



(説明) この事業所は、産業分類では、その主たる商品Aにより「A産業」に格付けされ、生産額6100万円となるが、産業連関表の部門分類では「商品A」及び「商品B」に格付けされ、その生産額は、それぞれ5000万円及び1000万円となる。副産物Cは、取引基本表がマイナス投入方式により作成されるため、国内生産額としては計上されない。

部門分類に合せて組替え集計を行うことによって、必要な計数が求められる。

他の部門についても、ほぼ同様の方法で各種の統計資料を組替え集計することにより計数が推計される。

取引基本表では、原則として副産物及び屑は国内生産額には計上されていないが産業別商品産出構成表では、これらを加えて表が完成される。

9. 自家輸送マトリックス

(1) 自家輸送マトリックスの概念

取引基本表では、自家輸送、即ち、自家用旅客自動車輸送及び自家用貨物自動車輸送の取扱いに関しては、それらが厳密には運輸部門に格付けされるべき性格のものであり、投入された各種の経費をそれぞれの部門の本来の生産活動の経費と合せて計上することとした場合には、異質の要素

〈第5-9図 取引基本表と産業別商品産出構成表との関係〉

① 取引基本表

単位：万円

		中間需要						最終需要	国生産内額
		A	B	C	a	b	c	d	
中間投	A	0	0	0	4000	500	500	0	5000
	B	00	0	0	400	400	0	200	1000
	C	-100	0	0	0	0	100	0	0
	a
	b
	c
粗付加価値
国内生産額		5000	1000		

② 産業別商品産出構成表

単位：万円

		財貨・サービス						計
		A	B	C	a	b	c	
産業	A	5000	1000	100	0	0	0	6100
	B	0	0	0
	C	0	0	0
	a	0	0	0
	b	0	0	0
	c	0	0	0
計		5000	1000	100

(注) 1. 表頭の財貨・サービスは、統合中分類(72部門)により部門が設定されているが、その性格により
 ①商品(産業の生産物) ②非商品(政府サービス)
 ③非商品(対家計民間非営利サービス)の区分が
 行われている。

2. 表側の産業は、統合中分類(72部門)に対応する

(注) 第5-8図の計数が用いられている。

形で設定されているが、事業所を単位とする分類であり、産業連関表の分類とは、その性質を異にする。表頭と同様、活動主体により① 産業 ② 政府サービス生産者 ③ 対家計民間非営利サービス生産者に区分されている。

が混在し、本来の生産活動の投入構造の安定性が損われることとなる。このため、自家輸送に係る投入経費については、運輸部門とは別に仮設部門として「自家輸送」部門を設定し、各列部門が行の自家輸送部門から直接投入することとされている。

しかし、これらの自家輸送に用いられている石油製品等のエネルギー関連製品のウエイトが高いため、特にエネルギー政策等を立案する上では、具体的にどの部門でどのようなエネルギー関連製品がどれだけ消費されているかを明らかにすることが非常に重要なこととなっている。

このような要請に応えて、自家用旅客自動車輸送及び自家用貨物自動車輸送について、それらがそれぞれどの部門で行われたものであるのか、また、その際の投入構造はどのようなものであったのかを分解して一覧表にしたものが自家輸送マトリックスであり、各列部門が自家輸送のために用いた燃料のほか、支払った保険料その他の財貨・サービスの内訳が明らかにされている。

〈第5-10図取引基本表と自家輸送マトリックスとの関係〉

① 取引基本表

	A	B	C	D	自家輸送	E	最終需要	国内生産額
A		(5)						
B	分		(20)					
C			(5)					
D	解		(0)					
自家輸送			30		0		…	
E			(0)					
粗付加価値							0	
国内生産額								

(注) 取引基本表の行の自家輸送部門に一括計上された自家輸送に係る経費を各行部門別に分解することによって自家輸送マトリックスが作成される。

② 自家輸送マトリックスの作成方法

自家輸送マトリックスの作成は、取引基本表の作成と並行して進められるが、その概要は次のとおりとなっている。

① 各列部門が自家輸送活動に要した経費について、自家輸送部門からの直接投入とはせず、まず、投入した財貨・サービス別にその額を推計する。

② 運輸省において、別途、自家輸送部門から各列部門への産出額、即ち各列部門がそれぞれの自家輸送活動のために投入した財貨・サービスの合計額と、自家輸送部門が各行部門から投入した各財貨・サービスの額を推計し、それぞれの部門との調整を行う。(これらの産出額及び投入額の推計方法については、第3章第1節の「運輸省担当部門」の項を参照されたい。)

③ 次に、②で求められた各列部門の自家輸送部門からの直接投入額について、統合中分類(72部門)程度に相当する産業別の車種別自動車保有台数及び車種別自動車1台当たり経費額をもとに推計された係数を用いて、各財貨・サービス別に分解し、①と調整した上で自家輸送マトリックスとしての計数を確定させる。

なお、最終的な取引基本表は、自家輸送に係る投入額について分解済の取引基本表から、このようにして確定された自家輸送マトリックスに係る計数を差し引き、自家輸送に係る各列部門の投入額をまとめて行の自家輸送部門とし、各列部門が投入した自家輸送に係る財貨・サービス別の合計額を列の自家輸送部門とすることによって作成されている。

② 自家輸送マトリックス

	A	B	C	D	E	最終需要	計
A	:	:	5	:	:	:	:
B	:	:	20	:	:	:	:
C	:	:	5	:	:	:	:
D	:	:	0	:	:	:	:
E	:	:	0	:	:	:	:
計	…	…	30	…	…	…	…